

契約書（案）

徳島県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、徳島県・三好市複合施設で使用する電気に関し次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

第1条 この契約内容に関する仕様は、次に掲げるもののほか、別添の仕様書のとおりとする。

- 調達物品 徳島県・三好市複合施設で使用する電気
- 需要場所 三好市池田町マチ2183番地
- 契約期間 令和6年5月27日から令和7年3月31日まで
- 調達期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

基本料金単価（1kW当たり）	〇,〇〇〇.〇〇円 （うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇.〇〇円）
夏季電力量料金単価（1kWh当たり）	〇〇〇.〇〇円 （うち消費税及び地方消費税の額 〇〇.〇〇円）
その他季電力量料金単価（1kWh当たり）	〇〇〇.〇〇円 （うち消費税及び地方消費税の額 〇〇.〇〇円）

- 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、それぞれの料金単価に110分の10を乗じて得た額である。
- 第1項において、「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間であり、「その他季」とは夏季以外の期間である。
- 公租公課の増減が生じた場合には、契約金額を改定する。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

- 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 前項ただし書により、受注者が売掛債権を譲渡した場合、発注者の受注者に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（使用電力量の増減）

第5条 発注者の使用電力量は、仕様書別紙「予定契約電力・予定使用電力量一覧」に掲げる予定使用電力量を増減することができる。

（契約電力）

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前の11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第7条 計量日は各月の1日午前0時とし、受注者は計量日時に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日までの期間とする。

(料金の算定方法)

第9条 料金は、各月ごとに算定するものとし、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

(1) 基本料金 第6条に定める契約電力、第2条第1項に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算定により算出する。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

(2) 電力量料金 使用電力量、第2条第1項に定める電力量料金単価及び燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。なお、燃料費調整単価は、需要月において当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する額とする。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整単価})$$

(3) 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、需要月において当該地域の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

2 料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

(1) 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

(3) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、月の初日から当該月末日分の料金を前条により算出し、仕様書に基づき、請求書を作成し、月ごとに速やかに請求するものとする。

2 発注者は、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 発注者の責めに帰する事由により料金を支払期日までに支払わない場合は、受注者は、支払期日の翌日から支払の日までの遅延日数に応じ、当該未受領料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条で定める財務大臣の決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、受注者に賠償を請求することができる。

4 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る発注者の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除できるものとする。

5 受注者は、第1項及び前項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、発注者に請求できないものとする。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約解除による料金の算定方法)

第13条 前2条の規定により月の途中において契約を解除した場合の料金は、使用日数に応じて日割計算をするものとする。

(賠償金等の徴収)

第14条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から料金支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき料金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

発注者 徳島県
徳島県立池田高等学校
校長 原 史麿

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。